

フラットハート会員規約

この会員規約は（以下「本規約」という）は、特定非営利活動法人フラットハート（以下「当法人」という）と、当法人の会員（以下「会員」という）との関係に適用する。

(目的) 第1条 当法人は、会員との間に本規約を定める。

(会員) 第2条 会員は正会員と賛助会員で構成される。

2 正会員とは当法人の目的に賛同し、共に活動するために入会した個人および団体の会員をいう。

3 賛助会員とは当法人の目的に賛同し、当法人の活動を支援するために入会した個人および団体の会員をいう。

(入会) 第3条 入会の申込をする場合は、入会申込書に必要事項を記入し、所定の方法で当法人に提出し、入会金および年会費を支払うものとする。

(入会金及び年会費) 第4条 入会金及び年会費は以下のように定める。

正会員（個人）	入会金 3,000 円	年会費 5,000 円
正会員（団体）	入会金 5,000 円	年会費 10,000 円
賛助会員（個人）	入会金なし	年会費 1口 3,000 円（1口以上）
賛助会員（団体）	入会金なし	年会費 1口 3,000 円（2口以上）

2 年度途中の年会費は月割りとし、入会月の翌月から発生する。

(入会の拒絶) 第5条 当法人は入会申込者が定款第6条に適合しない場合、あるいは次のいずれかに該当する場合は、入会を認めない場合がある。

- ①入会申込書に虚偽の記載をした場合
- ②入会申込者がかつて除名されたものである場合
- ③入会金、初年度年会費を指定期限日を過ぎても納入しない場合

(総会の議決権) 第6条 会員のうち正会員には総会での議決権がある。

(会員特典) 第7条 正会員は次の特典を受けることができる。

- ①当法人が運営する就労継続支援 B 型事業所で利用できるポイントを付与される。ポイントの内容は事業所がこれを定める。
- ②当法人の有償ボランティアとして登録される。
- ③当法人が発信する各種案内を受け取ることができる。

2 賛助会員は次の特典を受けることができる。

- ①当法人が発信する各種案内を受け取ることができる。

(会員情報の変更) 第8条 会員は入会申込書の内容について変更があったときは速やかに書面をもってその旨を当法人に通知しなければならない。

(会員資格の喪失) 第9条 会員が次の各号の一に該当するときは会員資格を喪失する。

- ①退会届を提出したとき。
- ②本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- ③継続して2年以上会費を滞納したとき。
- ④除名されたとき。

(除名) 第10条 当法人は会員が次の各号の一に該当するときは総会において正会員総数の4分の3以上の議決により当該会員を除名することができる。

- ①当法人の定款等に違反したとき。
- ②当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(退会) 第11条 会員は当法人が別に定める退会届を提出することにより任意に退会することができる。

(会費の不返還) 第12条 すでに納入した入会金、年会費は返還しない。

(損害賠償) 第13条 会員が本規約に反し、又はそれに類する行為によって当法人が損害を受けた場合、当該会員は当法人が受けた損害を当法人に賠償することとする。

2 会員資格を喪失した後も前項の規程は継続する。

(会員規約の変更) 第14条 本規約の変更は運営のために必要と判断される場合に行い、理事会の議決を経るものとする。

付 則 1 この規程は平成28年6月11日より施行する。